

工事現場における現場代理人の運用等について(稲沢市)

令和 7年 10月 1日
稲沢市総務部契約検査課

工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、稲沢市発注工事(業務委託を含む。ただし、契約検査課において契約したものに限る。)とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

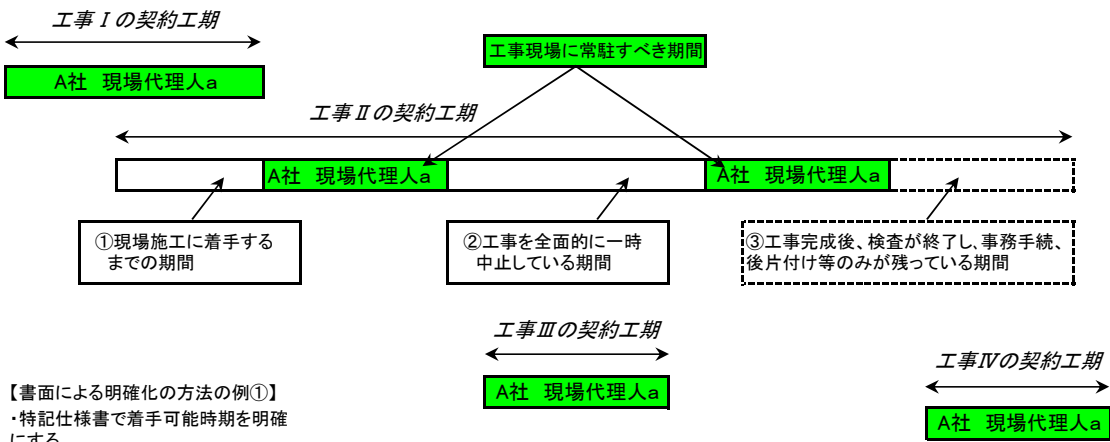
現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③、④に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ④上記①から③を除く期間で現場作業を行わない期間

ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

【運用の1 ①、②、③の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。



【書面による明確化の方法の例①】

- ・特記仕様書で着手可能時期を明確にする。
- ・兼務届とともに提出される工程表で着手時期を明確にする。
- ・契約締結後、特別の事情がある場合に、工事打合簿で着手可能時期を明確にする。

【書面による明確化の方法の例②】

- ・特記仕様書で複数回草刈りの施工期間を各々明確にする。
- ・「工事中止決定通知書(様式第13)」で中止期間を明確にする。

【書面による明確化の方法の例③】

- ・「検査結果通知書(様式第15(その1))」で明確にする。

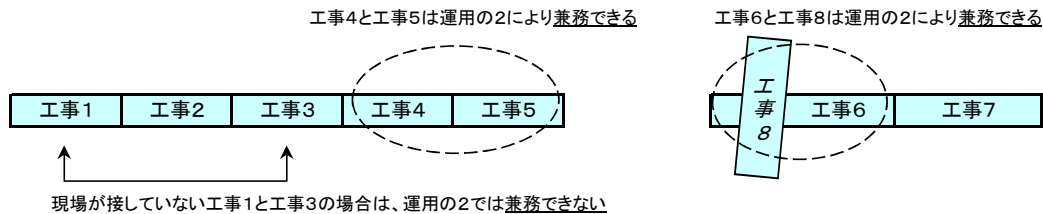
運用の2 密接な関連のある二以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合（重なる場合を含む）を原則とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区（＝接していない）の場合には適用しないものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

【運用の2 説明図】



運用の3 現場代理人(現場責任者を含む)との兼務について

次の全ての条件に該当する工事の現場代理人は、現場代理人を複数兼務することができるものとする。また、③を除くすべてに該当する工事の現場代理人は、現場代理人を1件に限り兼務することができるものとする。

この場合、兼務する全ての工事において、安全管理をはじめとした工事現場の運営、取締り等を適切に行い、兼務することによる品質の低下や工程の遅れがないようにするものとする。

- ① 稲沢市発注の工事
- ② 現場条件等により常駐を必要とされていない工事
- ③ 契約金額が建設業法第26条第3項第一号イに定めのある金額未満の工事
- ④ 低入札で契約していない工事

当初契約では③に該当していたが、変更契約によりこれに該当しなくなる場合、兼務する工事の数が2件以下となるように、新たに現場代理人を配置すること。

※ 営業所の専任技術者については、この運用に該当しないため、営業所の専任技術者が現場代理人を兼務することはできない。